令和6年度第2回横須賀市市民協働審議会 議事概要

日時:令和6年(2024年)10月18日(金)

 $10:00\sim 12:00$

場所:市役所3号館3階301会議室

【出席委員】志村委員、手塚委員、石塚委員、岩堀委員、工藤委員、小山委員、佐野委員 髙橋委員、渡辺委員

【欠席委員】島田委員、山本委員

【事務局】地域支援部 鵜飼部長、村野課長、山岸主査、加藤主任

【傍 聴 者】2名

<配付資料>

資料1-1 特定非営利活動法人補助金制度の課題等に対する整理

資料1-2 特定非営利活動法人補助金に関するアンケート調査結果

資料2-1 令和6年度 特定非営利活動法人の条例指定について〔非公開〕

資料2-2 地方税法の寄附金税額控除に係る特定非営利活動法人の指定について (答申)(案)[非公開]

資料2-3 NPO法人条例指定審査専門部会から法人への意見〔非公開〕

<議事内容>

1 開 会

事務局より、石塚委員が代表を務める『グリーンハイツ「ゆいの広場」』が内閣府から社会 参加章を受章された旨、報告。

会議の成立。(委員11名中、9名出席のため、会議は成立。)

会議資料の確認。

審議事項「地方税法の寄附金税額控除に係る特定非営利活動法人の指定について」は、審議会意思決定の中立性及び公正な審議を確保するため、情報公開条例の規定に基づき非公開とすることについて、全委員の承認を得て決定。

2 協議事項

委員長

特定非営利活動法人補助金制度の課題等に対する整理について

事務局 (資料1-1、1-2を説明)

前回の審議会でこちらの案件を初めて審議会の皆様と共有させていただき、 課題と捉えられる部分の整理や、そして活動している立場・企業目線・協働 の立場からなど、それぞれご意見があり、課題の対応策ではいろいろ考えら れるなかで、寄付を原資とした補助金をどのように有効活用していくのが良 いのかご議論いただき、そしてまた、この制度についての利用団体からの声

委員長

を拾うにはアンケートをしてみてはどうかと意見が出た。早速実施され、アンケートの調査結果も本日でている。回答率は約50%ほどだが、前回の審議会ででてきた意見をもとに設問が考えられており、これをもとにまた、本日皆さんからご意見をいただけたらと思う。

この補助金制度は開始から15年経っており、その間に見直しもあり、いろいろな経緯があって現状の形となっている。15年のあいだに、時代、価値観は様変わりしており、このアンケートの結果で最新の活動の状況やニーズを把握できる。この辺りも含めて、今後どのような形で制度を考えてゆけばよいか、方向性を皆さんからいただければと思う。特に議論があったのは書類の煩雑さについてだが、一方で、寄付としていただいたものを管理し、適切に分配していくなかで、その審査基準のハードルをどこまで設けるのか、というところは大事である。アンケートの結果にもあったが、低額でも良いから申請を簡便に、というご意見と、少しチャレンジが必要でもそれなりの金額の補助金が良い、という意見に割れていた。そういったところで、登録の簡便さについても意見が分かれるところだと思う。前回、課題を共有してから引き続き今回が2回目の協議であり、今回で結論に至るのは難しいかもしれないが、時間の許す限りご意見をいただけたらと思う。

資料の1-1では、制度の課題に対する原因とその対応策というところを事務局でまとめていただいているので、順番に沿ってご意見をいただく流れで進めていけたらと思う。

委員

資料の最初は、団体の申請件数が伸び悩んでいるという意味か。

何年かに渡り申請書類を見ているが、団体にとって申請可能額が4千~5千円だったりすると、手続にそれ以上の手間がかかる為、遠慮するという団体はあるかと思う。対応策では、金額について見直しを図るとあるが、実は、手続きの煩雑さと金額は別の議論かと考えている。手続きの部分は、資料2番目のところの登録要件や制度の部分と一貫して考えないと難しいかと思う。

書かれているご意見では、「透明性が一定程度確保されている」とあるが、「一定程度の透明性」があるのと「低額な補助金であれば」というのは別の議論である。個人的には、補助金等のお金を受け取るのであれば、団体運営の透明性の担保は「一定程度」では法人としては許されないと思っている。

今年、神奈川県がNPO法人向けの補助金制度を作った。この申請要件のひとつに、「事業報告書等を期限内に所轄庁に提出していること」とあり、これはすごく重要なことと思っている。この補助金は 100 件近く応募があったようで、何件かは不交付となっている。その理由の多くは、事業報告書等の期限内の提出ができておらず、要件から外れているためという。報告書等の期限内の提出について、神奈川県は3年間調べたようである。

NPO法人として運営しているのであれば、法律に基づき事業年度終了後3か月以内に報告書を所轄庁に提出するべきで、更にはそれらが内閣府のポータルにおいて公表されることで透明性を担保している。これらがきちんとできているのであれば、個人的には、申請書に関しては簡単でも良いかと思う。

低額であればそれこそ、事業費のどこに算入するか考えるほうが大変なので、 例えばだが、一定以下の金額であれば、申請は県に提出したもので間に合うと か、そのような形で切り分けて考えるのが良いかと思う。

委員

アンケートの設問には、手続きが簡便で少額の補助金か、申請や審査による難 易度が高くとも高額の補助金が良いか、という選択があった。これについて、 前回の審議会では、ふるさと納税による寄付が増えているという話があったか と思うが、仮に、高額助成をするということになった場合、予算面では対応可 能なのか。 事務局

対応できる範囲の予算額というのがあるので、高額助成となった場合には、予 算の範囲内で、件数なども含め調整することになるかと思う。

応募状況によっては全ての申請に対して補助金を交付することは難しくなる。 また高額の場合は、専門部会等による審査会などを設け、交付を決定するよう な形になるかと思う。

委員

この2つの方向でどちらなのかと考えるときに、現在あるもうひとつの補助金、市民協働推進補助金は交付回数上限が3回なので、その後にもう少し事業を展開したい場合に使えるといったものであれば、すごく魅力的かと思う。現状では、市民協働推進補助金のその後の展開としては、行政などとの協働といった展開しかないので、そこまでには至らないという段階にある団体を拾うことができればよい。

アンケート結果では少額・簡便な補助金と比べると件数的には劣るが、それでも 39%の声というのはそれなりにある。クロス集計をしてみると良いかもしれない。

低額の補助金というのは、先ほどの委員からもあったが、小さな規模の事業の補助、のような形で、例えばだが社協等がこども食堂に毎月1万円支給するようなイメージで、少額補助を決められた事業に支払うというように割り切って考えるというのも、考え方としてはあるのかなと思う。この例えでは1万円だが、実際には過去に補助額数千円の団体もあり、事業規模からするとほんの一部である。それを予算だてするのはすごく難しいので、そういったものだと捉えて、申請・審査の部分は少し簡便にしても良いのかなと思う。

委員長

アンケートQ5の自由記載の部分に、「手続き・報告事務が簡便で金額が多いと良い」というご意見があった。団体の正直な気持ちかと思うが、とてもストレートな意見に驚いた。

確かに団体の規模は、総予算額が5千万未満という区切りであっても、その上限に近いところで運営している法人と、100万未満の法人とは、スケールが全然違うはずである。そうすると一筋縄ではいかない。ただ、補助額が高額であればより細かな審査が必要かと思われるので、事務局の負担だけでなく、委員の活動時間の部分にも関わってくる。

委員

あくまでも高額な補助金についてだが、横須賀市だけで補助事業を行う必要はないと思っている。

県域でも、100 万円規模の補助金や、ステップアップの順に金額があがるような補助金メニューがある。また、財団系も、NPO法人に向けては最低でも30 万以上のものが多い。大きな補助金額を希望する活動規模の団体へは、県や国での補助金へチャレンジするようなアプローチとサポート、そしてお知らせなどを、サポートセンターで行っていると思う。そこをしっかり行っていけは、市民協働推進補助金もあるなかで、横須賀市として高額補助金の制度をいくつも設けなくても良いのではないかと、個人的には思う。

委員長

確かに、市の次に県、更には国というところでのチャレンジはステップアップとも言えるし、行政ごとの役割分担をしながら、ステップアップを望む団体さんには適切なサポートを行うことで、上位も狙えるし、かつ、支援内容の棲み分けができるかと思う。そうなると、調査・議論を進めていく方向性としては、「少額でも簡単に交付できる補助金の制度」の方かもしれない。この審議会でもどのように捉えて考えるのか、というところはあるが。

そのほかに、アンケートの傾向やあるべき姿についてなど、ご意見をいただきたい。

委員

先程の委員長のご発言通り、団体ごとに年間予算のふり幅が大きいが、補助金 を利用している層というのは、この予算額の分け方のなかのどこの層が一番多 いのか。 事務局 委員

今ここでその部分の数字の集計はとれていない。 それであれば、追加で集計をしていただきたい。

Q2で、補助金を検討しているという団体が 11 団体とあるが、このうち1度 も申請したことがない団体の数と、

Q3で、申請したことがない団体が7団体あるが、そのうち申請したことがないけれど検討したことがある団体がどのくらい存在するのか、

Q9の運営課題において、資金不足と答えている団体が 11 件あるが、このなかで申請した団体があるのか、といったところである。

このあたりを探ると、いろいろ分かってくるのではないかと思う。

アンケートの回答率は半分くらいではあるが、認知度の部分は十分かなと思う。

また以前、補助金申請の相談は職員が受けているという話があったかと思うが、具体的に相談があったときに、「申請を考えているがどうしたらよいのか」という入りロレベルのものに答えているのか、「この事業で補助金を受けたいので申請書の書き方を教えてくれ」といった事業内容の部分にも絡むものか、具体的にどのような相談を受けているのか。

事務局

近年でいうと、特定非営利活動法人補助金については、応募団体が固定化されているので、あまり相談を受ける例がない。

もし相談を受けた場合だが、書き方についても、きちんと審査してもらう為に「この部分はきちんと書いたほうがよいですよ」というアドバイスはするかと思う。ただ、制度の運用・申請窓口であると同時に審査する側の事務局でもあるので、このように書いたら審査が通るという話はできないと思っている。ただそれでも、事業内容について記載が曖昧な部分があった場合には、「この部分については、きちんと書かないと、審査ができませんよ」という話はさせていただくかと思う。

委員

相談窓口が直接申請窓口になってしまうと複雑な問題が生じる。また昨今は法人向けの補助金が国のものも含め沢山あるので、それらも含め相談に関しては第三者、たとえばサポセン等で対応してもらえるという点をきちんと周知し、アンケートにあった「申請には至ってないが、検討している」という層から掘り起こしをしていくと良いかと思う。使ったことがない団体が補助金申請をすることで、他の団体へも影響を及ぼす可能性が生じる。また、アンケートの回答には他団体との連携や企業とのマッチングを望んでいるという声もあるので、その後の展開として、そのようにして掘り起こした団体から事例紹介に繋げていき、口コミや横の繋がりから補助金の利用が広がってゆく。

市HPや、広報紙への掲載希望という声を反映して、広報紙に掲載するなど、 多方面から地道に手を付けていけば、少しずつかもしれないが、申請数は伸び るのではないかと思った。

事務局

まさに、活動や団体を知っていただくための広報紙や広報手段というものは、 前回の審議会でもご意見をいただき、必要かと考えている。来年度の予算に向 けて、検討を進めているところであり、団体や制度の紹介等を協働オリジナル の媒体を使い行うことができればと考えている。

委員

個人的な意見だが、申請手続きの煩雑さについて否定的な意見が多く挙がっていて、その部分のみ焦点をあてると一定程度、簡易な方向性とする見直しは必要かと思うが、このような意見について、申請団体側に寄せていってしまうと、寄せた後にはまた新たな不満というのは出てくるように思う。立場が違う以上、これはもうエンドレスなのではないかと思っている。それであれば、申請手続きは煩雑だけれども、きちんと相談窓口があり、サポートしてくれる体制が整っているというのがきちんと認知され、サポートによって補助金を獲得できた団体がきちんと認知されていけば、申請手続きの煩雑さについてはさほ

ど問題ないのではないかと思う。

委員長 なるほど、丁寧な準備や説明、サポートが補助金申請を促進するという観点は 間違いなさそうである。

書類を見ると、事業計画や予算の部分は審査の対象なのでどうしてもあるにせよ、その他は県に提出している書類のコピー等で良い部分もあるので、はたしてそこまで苦労があるのかな、と思ったりもする。団体も、変な先入観があるのではないかと思う。

委員

こちらのアンケートは、登録している 45 団体を対象にしているが、横須賀市内では約 150 のNPO法人がある。100 件以上、この問題についての質問が届いていない団体さんがいるので、登録団体数の伸び悩みをもし考えるのであれば、そこを対象にハガキ1枚でもよいので返信できるよう、アンケートを作ったら良いのではと思う。

委員

私も、元気ファンドに登録していない団体の数について気になっている。登録している団体と、登録していない団体とのあいだで、どちらのほうがNPO活動を精力的に活動しているのかというのが気になった。申請の伸び悩みに着目して考えるのであれば、申請の簡素化というところも無視できないが、情報が届いていない団体に届ける、といのも大事かもしれない。

財源があって、それをうまく皆で活用してもらいたいのであれば、その財源があるというのを知らない団体にも、情報を届けるということが大切かと思う。

委員長

確かに、登録していないNPOの状況把握というのは、どのように捉えるか。

事務局

今回のアンケートは、前回の審議会でいただいた意見をもとに実施させていただいた。市内全体のNPO法人数は約150だが、始まりとしては、登録している団体約50弱の中から、今年度の申請が7団体であったので、この点についてと、また、現在の制度についての意見や感想といった部分は利用者の声を聞いてみてはといったご意見があったので、「登録している団体」を対象にアンケートを行った。

このような経緯からアンケートを行っているため、登録していない団体を対象にした「登録に至らないのがなぜか」という部分については、アンケートをとるまでに至っていない。

委員長

今後登録団体を増やしていくということが、制度のキーになるといった意見はなかなか多いかと思う。そこを考えていくことも大事かと思う。

委員

この仕組みは本当に特徴があって珍しい。登録をしておくと団体に寄付が入る。市の指定を受けていない団体であっても、寄付者にとっては寄付控除を受けられるというメリットがある。また、団体寄付が入れば当然、その団体は補助金申請をするので、登録さえしてもらえたらと、私は考える。「申請しないともらえない」ではなく、「登録さえすれば団体寄付が入る」というように、逆の発想で周知してはどうか。団体寄付はストレートに入るので、その点を大きくPRする。団体も、寄付を受けるため、広くアピールすることが大事である。

この登録は、団体にとっては市の指定や県の認定などよりもハードルが低く、またまた元気ファンドは特徴的で、とても良い仕組みだと思っている。良い部分をなくさないように、大切に見直しをしていただきたい。

委員

寄付をもらうことに関しては、登録団体と一緒に取り組んではどうかという話もあったが、元気ファンド全体の収入としては、ふるさと納税が増えているなど、制度制定時と状況はだいぶ変わってきているはずなので、そのようなことも含めて登録団体や他のNPOに周知した方が良いと思う。アンケートの結果では、検討したことがあるけど申請していない団体があるが、この中にはおそらく、実際に申請できる金額に対して「なんだ、この程度の額なのか」と、少額のあまり申請に至らない団体が多く含まれるかと思うので、ファンドの今の

状況をもう少し周知等できる場を作れると良い。

また、アンケートで団体の課題について聞いているが、担い手不足や資金不足 というのが挙げられていて、これについては市としてどこまで手をかけられる のかというのもあるが、この制度が、先ほど挙げられた課題に対応するような 使い方もできるというのは、資料やパンフレットからでは、そこまでの発想に 繋がらないのではないかと思う。例えばだが、資金不足を皆で考えるワークシ ョップなどを行い、そのなかで市も含め、県等の補助金がこれだけある、とい ったような、そういったことを皆で一度、考える会のようなものがあっても良 いかと思う。広報紙で制度を周知することも良いかと思うが、「集まって考え る」場も効果的かと思う。

委員長

この制度を最初に制定した時に、自動販売機の話は新聞などでも取り上げら れ、かなり話題になった。一定のところで収入が入ってくるという仕組みは、 とてもすごいものである。時代が変わり、そこに対するありがたみのようなも のや特異性、特殊性、優位な部分や工夫が見えにくくなり、アピールが後に回 ってしまうところがある。重要性や価値をきちんと引き継いでほしい。あの頃 の横須賀の事務局には相当な取材が入り、とても話題になっていた。現在では 経緯、背景を含めそのようなことを思い出しながら、新しい時代の変化などに 対応しつつ何をやっていくべきなのか、今の私達は押さえていくべきなのかも しれない。

アンケート 012 の結果で、寄付につながる支援者を増やす仕組みについて、企 業や地域住民との交流会という声が7件あり、なるほどこういったところに要 求があるのかと思った。これについて、市として開催というのは難しいかもし れないが、サポートセンター等でやったことはあるのか。また、何かイメージ みたいなものはあるのか。

ファンドに登録されている団体のなかでの交流会というのは、ない。 事務局

県の事業で、企業とNPOの交流会というのがあり、学校とのコラボや、NP 委員 Oと企業のものはサポートセンターで行っていたかと思う。

NPOと企業の交流会については把握しているが、ファンド登録団体を対象に 事務局 したものは行っていない。

委員 この議論をしていると、登録団体を対象にと考えてしまうが、対象を「ファン ドに登録することができる対象団体と企業」などとして、それをファンド登録 のフックにするような考え方をすると良いのではないかと思う。イベントであ れば対象は幅広くしたうえで、そこから制度利用者や理解者を増やすようにし ていくという考え方はどうか。

事務局 おっしゃるところは理解した。さきほど、広報・周知というところで伝えさせ ていただいたが、前回の審議会で委員からいただいたお話で、何らかの媒体を 企業に配ることが可能と聞いた。我々もそれを念頭に置きながら、広報をどの ようにしていくか考えていくつもりである。

> 制度の仕組みや寄付した方、受けた方などを紹介するようなことができれば、 それを見て、自分の団体もやっていこうかなと、制度利用の広がりに繋がるの ではないかと考えている。現段階ではまだ何となくではあるが、そのようにス テップを踏んで、交流会というところまでいけると良いかなと考えている。

話を少し戻してしまうが、私はNPO法人ではないが、先ほどの企業や地域住 民との交流会について、参加したことがある。企業と大学とNPOが集う場 に、2~3回参加させていただいたが、自分達のような市民団体をPRできる 場で、なかなか良い場であった。

補助金を申請している団体の倍以上、申請していない団体があるので、その点 については交流会を開催することによって企業との関係性ができたり、寄付や 補助金についての情報提供・情報交換ができるかと思う。その中にNPO法人

委員

委員長

格を持たなくとも活動を頑張っている市民団体が参加してくれば、その団体は 法人格の取得について検討するようになるという展開もあるかもしれないし、 すごく幅広い可能性が考えられるかと思う。そのような交流の機会をもっと増 やしても良いと思うし、それが全てを解決してくれる大きな力を持ちそうであ る。

サポセンと市が主催となっても良いし、何かできることを考えていくのは大事である。特に、企業に活動や団体のことを知ってもらえれば、寄付を促すきっかけにもなり得るので、そういった意味ではどんな意味を持って何のための機会を作るために開催するのかという目的を明確にし、どのように声をかけるのかといったところも、開催するのであれば計画的に進めていくと良いかもしれない。情報共有もしながら上手に調整し、進めて欲しい。

委員

分野の統廃合について、現在は 20 の分野だが、20 番目の分野(都道府県または指定都市が条例で定める活動)は横須賀には1件もないはずである。日本中でも1件しかないので、これについてはなくしても良いと思う。またその他に、市内 150 のNPO法人で現在活動していない分野がもしあれば、その分野については廃止しても良いかと思う。

これはNPO法人に対する寄付なので、分野の統合はかなり難しいと思う。例えば某検索サイトの寄付ページでは、サイト独自で分野分けをしており、その中に、NPO促進法で言う1番目と3番目をくっつけているようなものがある。もし統合するのであれば、そういったところを参考にしながら整理するというやり方もあるかと思う。ただ、今お話しした検索サイトで募っている寄付と違い、元気ファンドはNPO法人に対する寄付なので、その部分をきちんとした議論なくして簡単に済ませてしまうと、果たして、寄付する側にとってわかりやすくなるのか、そして制度として効果的なのか、不明である。

この検索サイトで募っている寄付は、災害という分野があったり、まちづくりという言葉があったりする。例えば分野を5つ程度にする場合、そこから19のNPO促進法で言う分野をどこに入れ込むかは十分に検討し、ここにはNPO促進法で言うこの分野が含まれるというのをしっかりと提示したほうが良いかと思う。

委員長

例えばだが、この、20 のNPO促進法に属さない状態になってしまっても大 丈夫なものなのか。

委員

横須賀オリジナルでジャンルを分ける、ということで議論が進むのであれば、 それでも良いかと思う。

委員長

NPO法人は 20 の分野で活動をしているので、オリジナルで作った分野のなかには、これとこれが入っています、ということがきちんと表などになり、寄付者にも理解できれば良いかと思う。

委員

分野の統合については、かなり難しいと思っている。まちづくりや地域活性化という言葉からだと、寄付する側からしたら、どのように使われるかがわかりやすい。しかし、NPO促進法の分類の 20 分野というのは、普通の人はあまり知らず、意識もせずに生活しているので、寄付の先にどう使われていくのかがイメージしにくい。

また申請についてだが、事業そのものの内容ではなくNPO法人が登録している分野で交付されるというのは、少し違うのではないかと思っている。その事業内容は分野希望寄付には関係ないようなものにも、現在の制度上では交付ができてしまう。今の審査基準を根本的に変えることになるので、ひょっとしたら審査も難しくなってしまうかもしれないが、申請の際に「この事業に該当しているのはこの分野です」と、選んでもらう欄があっても良いかと思う。各分野への寄付額は分かるので、その分野に対して申請が多ければ分けるしかないという点は理解できる。

委員

特定非営利活動法人は定款に分野を記載するが、変な話、19 個書いている法人もある。最近は多く見受けられる。

定款についてきちんと理解している法人は、本当に活動している3つくらいの内容と、自分達の活動の広がりを阻止しないために $+\alpha$ を記載しているところもある。例えばだが、福祉と社会教育とまちづくりを定款に入れると、ほとんどの活動がカバーできてしまう。藤沢市でもたくさんのNPO法人が活動しており、定款における分野が多数ある法人が多く、実際の活動状況と照らした際にきちんとした集計がとれないので、重点的に行っている活動に二重丸をつけてください、と言っている。すべての分野を満遍なく活動しているという実態は現実的にもなかなか無い。定款上ではNPO促進法で言うほとんど全部かもしれないが、そのように受け取ると市内の法人の活動分野の統計がとれないので、定款を確認する際は主な活動分野、従たる活動分野を選択してもらっている。

ファンドに登録する際の分野は定款上の全部でも、申請の時は事業に該当する 一部とする場合、申請可能額と各分野の額は違うので、きちんと整理しない と、申請する側は難しいかもしれない。

委員

もし自分が申請をする立場だったら、と考えてみたがが、この制度は前年度に寄せられた寄付をもとに、申請可能額のお知らせが届いてから申請する仕組みとなっている。まず、この仕組みの在り方から整理した方が良いのではないかと思う。議論のなかでは、申請を増やすためにはまずは裾野を広げるのが重要という考えのもと、登録者を増やす方向での策を考える意見が多く、自分もそうだとは思う。ファンドに登録することによるメリットを広く周知することが大切である。しかし一方で、登録団体数が増えたときに分配金額が減るという事実があり、これが団体の申請率にどう影響するのか。各団体の申請可能額が減るわけである。申請可能額が通知された後に申請をする仕組みであるので、通知された額が少額であった故に、書類作成の煩雑さ等と相まって申請を見送る、というサイクルが現状である。鶏が先か卵が先か、のように、申請団体の増に繋げるためには、登録団体を増やすのが先か、申請のハードルを下げるのか先か、これはとても難しい。

それであれば、この事業の位置づけをどこにするのかをまず議論するべきではないか。先ほどの話にもあったように、この補助金の交付を何年か受けることにより、関連書類の作成にも慣れ、団体の担当者が育ったときに、次のステップとなる県や民間等の大きな額の補助金のチャレンジに繋げられるような位置づけにするなど。今は、この位置づけを考えるところの岐路に立っているのではないかと感じる。

委員長

まさに、委員のおっしゃる通りである。昔この補助金は、申請団体に均等に分けて交付していた時期もある。ただこれはさすがにバラマキに近い考え方で良くないという意見もあり、目的に沿った形で申請してもらい、それに対応して分配するという今の形になったが、申請件数を増やす策については考え出すと鶏と卵で、触れる程に複雑なことになるので、触れることができずに現在に至るように思う。ただ、寄付する側にとって、果たして 20 の分野が良いのかという点は議論の余地があるかと思う。また今のご意見のように、国や県の補助金もあるなかで、それらと見比べながらこの補助金の位置づけを考え、横須賀らしい支援をどの様にできるかといったところの意見交換をしていけたらと思う。そういった意味では、ふるさと納税が浸透し、寄付に対する市民の捉えかたに変化がある今の時期ならではの議論ができているかと思う。

今回の審議会では、分野の統廃合について、審査のなかでの分野の扱いについて、また、登録についてなど、さまざまな観点に、それぞれ沢山意見がでているが、今の時点ではこれで良いと思っている。事務局がこれらの意見を受けど

委員長

のように判断するかというところもあるので、今日はまとまらないが沢山の意見をいただけたことは大変良いことである。今回の課題整理についての議論はまだ2回目なので、「A、B、C、Dという意見がでた」で十分かと思う。また、この先の議論の道筋としては、立場を変えて議論することが重要かと思う。寄付する側はどうなのか、される側はどうなのか。申請しない側はなぜなのか、申請して分配額が減るという団体にはどのようにアピールするのか。視点を変えても共通する大事な部分もあるかと思う。この活動分野の団体にきちんと寄付が届くよう、分野の分け方を考えようとか、そういったところがそれぞれに繋がるので、それぞれの立場からこの制度をについてどうなのかという視点で沢山声をいただけると、より良いものに繋がるよう考えやすいかと思う。バラバラでも良いのでいろんな声を出してほしい。

委員

申請は簡単でも良いと思う、ただ、報告をしっかりすることはとても重要だと思う。領収証や報告については、寄せられた寄付が原資であるというところをしっかり押さえていただきたい。申請書は頑張るが、報告書はやっつけのように済ませるケースも中にはある。また、とある財団の補助金で、千円以下の領収証は不要としているところがあるが、それはいかがなものかと思う。財団の補助金については、そこのオーナーがルールを作るのでそれでも良いかと思うが、この補助金は公金であり原資が寄付なので、申請書はともかくとしても、報告書はしっかりと作成していただきたいと思う。

委員長

この補助金の、報告については大丈夫か。

事務局

報告はだいたいどの法人もきちんとされているなと感じる。NPO法人なので、この補助金以外にもおそらく、県への報告等もあり、それらを作成する際に包括的に作成されているのかもしれない。

1点補足させていただきたい。

こちらの補助金は、事業費だけでなく管理費、例えば人件費などの部分にも使うことができる。先ほどの、事業内容における該当分野審査についての意見についてだが、事業費で申請の場合もあれば、管理費で申請の場合もあり、管理費であれば法人の定款上全ての分野にまたがるので、定款に沢山の分野を登録している団体は、その分野通りの分配ができてしまうことになるが、登録上の分野で審査する、というように運用上なっているように思う。

委員

事業計画書では、基本ひとつの事業もしくは、いくつかの事業という形でだしている。

事務局

今年度申請の7団体は全て事業費での申請であったが管理費での申請の場合もある。

委員

人件費だとしても、ひとつの事業にかかる人件費という形ではなかったか。 管理費で申請する場合、団体運営そのものの管理費となると、1年間全ての事業を申請書に書いてもらう必要があるのではないか。

事務局

特定の事業における人件費、という形での申請が、今年は1件あった。

委員

管理費でも申請できるが、その場合は「特定の事業における管理費」という考えで、整理しても良いかと思う。もしそれでも団体の活動の全部に関わるなら、定款上の全部に関わる事業を申請用紙に書いてもらわないと、審査方法として矛盾を感じる。全体を見直すのであれば、そのあたりを整理してみてはどうか。

委員長

団体としての分類と、個別の事業の分類。この団体は福祉の活動団体であるが、今年はまちづくりの活動をしたいとなった際に、そこを外されてしまうという可能性もあるので、団体の定款上における分類と、申請事業における分類と、両方面ありえる話かと思う。

委員

NPO法人の会計は、事業費と管理費に分けて行うこととなっている。管理費での申請は、団体の活動基盤整備が目的かと思うので、基本的には定款上のす

べての項目が該当する形になるかと思う。

支援の考え方としては、事業費補助で個別の事業費を支援するというのも、団体運営の支援を目的として管理費補助をするというのも、どちらもあるかと思う。細かく会計報告を作成している法人は、注記のマトリクス表を作成していて、どこの部分に補助金が入る、というのも割とわかりやすいと思う。

委員

事業費にも管理費にも使える補助金で、現行では事業費での申請がほとんどであるという背景には、申請する際の申請用紙の記載のなかで、団体のどの活動について、どんな使途で申請するのかというのを書かなくてはならなくて、その内容を書くについて、申請する側にとっては、管理費で申請し団体の活動全体について書くよりは、この事業に使います、と書くほうが多分楽なのではないかと推察する。団体の活動のなかでメインになることを抽出し、それについて書いたほうが楽であり、かつ、申請が通りやすいと考えている団体さんが多いのではないかと思う。

委員長

そのあたり、申請のしやすさに繋がる部分はあるかもしれない。

事務局として、改善の余地やこう考えられる、というのはあるか。また、現状 に決めた理由や懸念とかがあれば。

委員

管理費での申請の場合で、年間の管理費の「この部分」ということを示すのであれば、NPO法人であれば前年までの収支報告書があり事業計画書も作成されているはずなので、そのなかの書類上で「これに使いたい」というような事がわかるようにして提出する形にすれば、新たに書類を作成することもなく、申請する側にとっても楽かもしれない。考え方としては、それで十分なのではと個人的には思う。

委員

それは、とても良いと思う。

事務局

NPO法人が作成する、年間の活動計画書のなかで、「この部分に補助金を使う」というところに例えばだが、マーカーなどをして示す、というようなイメージか。

委員

そうである。そのようにすれば、少額の補助金のために、事業計画書や予算書 を一から作成せずとも済む。

今年あたりから少しずつチェックも入っているように思うが、県に提出されている報告書はとにかく「出せばよい」というようなレベルで、そのようなレベルの書類でもHP等で公開されている。運営や会計関係の書類がきちんと公開されているから大丈夫、と思ってもらっても困る団体も実は中にはあるが。

委員

しつこいようだが、県は報告書類を受け取っているだけである。計算が間違っていようとも、それを指摘するようなことはしない。かつて補助金審査において書類ミスを指摘した際に団体から「県に報告した書類なので間違っていない」と回答があったが、そうではない。県は、公開するために預かっているだけである。間違ったものが公開されればそれを見た国民が団体に対する評価をするので、きちんとした書類を出したほうが良いですよ、というようなスタンスである。

自分の団体も実は過去に計算間違いをした書類を提出してしまったことがある。公開されるとみっともないので、修正したものを内閣府のNPOポータルで差し替えてもらったことがある。なので、このように公開されている書類が絶対に信用できる内容である、とうことではない。県は書類を受け取っているだけであり、県もそう認識している。

委員長

県内のNPO法人となると実際、数もかなり多いと思うので、細かく確認して 修正指導というところまでは難しいのではないか。

委員

県下のNPO法人数なので、とても多いかと思う。なので、資料を提出してから公開されるまでにすごく時間がかかってしまう。ただ、提出期限についてはとてもきっちりしている。そのためか、「出すこと」が大事という感じになっ

ている。

委員長 その基準でいくと横須賀は、補助金の審査上ではきちんと内容確認をしてしっ かりやられているように感じられる。NPO法人の運営や社会的信用は、法律

によって自立を促し、団体自ら信頼性を確保する、ということなのかと思う。

話が少し変わってしまうが、横須賀元気ファンド登録団体、これは、補助金の 委員

ためだけの登録データというものではないという認識でよいのか。

手続きの際に実際に団体に登録理由を聞いたことはないが、登録のメリットと 事務局

しては補助金もあるし、PRもある。市のHP等で名前が出ることにより、こ

こに寄付をしようかなと思ってくれる方、支援者を増やすことにも繋がる。

先ほどからの話からも、登録団体を増やすという切り口でいくのであれば、団 委員

体登録のメリットとして補助金だけでなく団体のPRや、企業も含めたマッチ ング等についてもHPで周知できるとよいのではないかと思う。

補助金が最大のメリットかもしれないが、PRや、マッチングというメリット についても周知してみてはどうか。補助金の申請をするためには登録してくだ さい、ではなく、登録する団体にはこのようなメリットがあります、と、伝え

方を変えてみるのもひとつの方法かもしれない。

登録団体をPRする本質の部分である。寄付がないと活動にならないのでお願 委員長

いしたいという内容ではなく、「そこに寄付したいな」と思えるくらいの水準

の活動であり、それをPRできることが大事である。

見せ方というのは大事な部分かと思う。

委員 アンケートについてだが、自分はアンケート作成の専門なので、相談していた

だければもう少し良い項目になったかもしれない。Q11 の回答「なんでも良 い」の選択肢は、投げやりに取られてしまっている可能性もあるかと思う。 「全部に使って良い」という意味で選択回答を用意しているかと思うが、その ように捉えられていない可能性もあるかと思う。ちょっとの工夫で、とても良 いアンケートができるかと思う。今回は、迅速な対応ではあった。前回のあの

流れから、今回の審議会でアンケートの結果までがでているとは思わなかった ので、その点については事務局のフットワークの良さが見られたかと思う。

委員長 このメンバーでは各分野のブレーンがそろっているので、ぜひ、何かあれば頼 っていただいても良いかと思う。事務局という立場から、委員の負担について も考慮していただいてはいるが、何かあれば適宜相談などしていただき、その

なかで出来ることもあるかもしれない。

ただこれは今、委員長が勝手に発言しており、皆さんそれぞれお忙しい本業も 抱えてらっしゃるので、時間的に難しいときは対応できないかもしれないが、 このメンバーはとても親切にアドバイスをくださる方々ばかりなので、投げか

けは良いかと思う。

今回は想像以上にたくさんの意見をいただいた。これを踏まえて、事務局にお

いて引き続き検討を続けていただけたらと思う。

審議事項

地方税法の寄附金税額控除に係る特定非営利活動法人の指定について

志村委員長から市長あて答申書を手交(鵜飼地域支援部長が代理で受取り)

3 その他(連絡事項)

志村委員長から、令和7年度市民協働推進補助金及びモデル事業の募集期間について周知。 応募を受けた各補助事業の選定に対する、市民協働推進補助金審査専門部会への諮問・付託に ついて連絡。

事務局から令和7年度市民協働推進モデル事業の行政テーマについて補足。今後の審議会開催予定等の日程調整に関する事務連絡。また、「地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例」について、刑法改正に伴う所要の条文整備のための条例改正を行うこと、パブリックコメント手続きについて報告。

4 閉 会